



福岡県医発第 1110 号（総）

平成 21 年 9 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武

（公印省略）

妊産婦、授乳婦用粉乳及び乳児用調製粉乳の
表示許可等に係る留意事項について

標記の件について、日本医師会より本会に対して周知方依頼がありました。

健康増進法第 26 条第 1 項に基づく妊産婦、授乳婦用粉乳及び乳児用調製粉乳の表示許可等につきましては、平成 21 年 3 月 23 日付福岡県医発第 2593 号（総）「特別用途食品の表示許可等について」をもって貴会宛通知申し上げておりましたが、今般、その運用について通知いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、関係医療機関等にご周知いただきますようお願い申し上げます

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 松行眞門
学術担当理事 永田正和
会長 丸山 泉

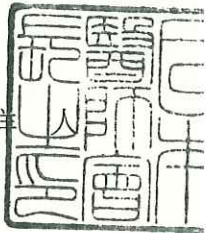
日医発第513号(地Ⅲ114)

平成 2 1 年 9 月 7 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤 祥



妊産婦、授乳婦用粉乳及び乳児用調製粉乳の表示許可等に係る
留意事項について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、健康増進法第26条第1項に基づく妊産婦、授乳婦用粉乳及び乳児用調製粉乳の表示許可等につきましては、平成21年3月12日付日医発第1160号(地Ⅲ300)「特別用途食品の表示許可等について」をもって貴会宛通知申し上げましたが、今般、その運用について本会に対し周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、関係医療機関等への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

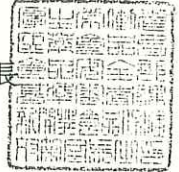




食安新発0819第2号
平成21年8月19日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部
基準審査課新開発食品保健対策室長



妊産婦、授乳婦用粉乳及び乳児用調製粉乳の表示許可等に係る留意事項について

健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項に基づく妊産婦、授乳婦用粉乳及び乳児用調製粉乳の表示許可等については、「特別用途食品の表示許可等について」（平成21年2月12日食安発第0212001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「部長通知」という。）により通知したところであるが、その運用に当たっては下記によることとするので、貴管下関係者に対する周知方よろしく願います。

記

第1 妊産婦、授乳婦用粉乳たる表示の許可基準

部長通知別添1の第4の2の表1に示すナイアシンは、ニコチン酸及びニコチンアミドの合計量に1/60トリプトファン量を加えた量とし、ビタミンAは、ビタミンA効力を示すレチノール、 α -カロテン及び β -カロテン等の合計量とする。

第2 乳児用調製粉乳たる表示の許可基準

部長通知別添1の第5の2の表2に示すナイアシンは、ニコチン酸及びニコチンアミドの合計量とし、ビタミンAは、レチノールの量とする。